

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

|                                     |     |
|-------------------------------------|-----|
| ○大規模小売店舗立地法附則第五条第一項の規定により変更の届出があつた件 | 五六〇 |
| ○大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があつた件   | 五六〇 |
| ○大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があつた件   | 五六〇 |
| ○指定漁船を普通損害保険に付すべきことについて同意があつた件      | 五六一 |
| ○地籍調査の成果について認証した件                   | 五六一 |
| ○保安林の指定をする予定である旨通知があつた件二件           | 五六一 |
| ○保安林の指定を解除する件                       | 五六二 |
| <b>公 告</b>                          |     |
| ○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつた件            | 五六三 |
| ○土地改良区の役員が就任した旨届出があつた件              | 五六三 |
| ○一般競争入札を行う件                         | 五六三 |
| ○福島県教育委員会教育長                        | 五六三 |
| ○一般競争入札を行う件                         | 五六五 |
| ○福島県警察本部                            | 五六七 |
| ○一般競争入札を行う件                         | 五六七 |
| <b>正 誤</b>                          |     |
| ○平成二十年三月二十八日付け号外第三十三号中              | 五六九 |

## 告 示

### 福島県告示第七百二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）附則第五条

第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出及び法第六条第三項において準用する同法第五条第二項に規定する添付書類を平成二十五年十一月五日から平成二十六年三月五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津坂下町産業部商工観光班に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年十一月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 リオン・ドール坂下店 福島県河沼郡会津坂下町字館ノ下六ほか
- 二 変更しようとする事項
  - 1 駐車場の収容台数
    - (変更前) 三百七十七台
    - (変更後) 八百十五台
  - 2 駐輪場の位置及び収容台数
    - (変更前) (一) 位置 別紙図面のとおり
    - (二) 収容台数 五十八台
    - (変更後) (一) 位置 別紙図面のとおり
    - (二) 収容台数 百三十五台
  - 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
    - (変更前) 別紙書面のとおり
    - (変更後) 別紙書面のとおり
  - 4 来客が駐車場を利用することができる時間帯
    - (変更前) 午前八時三十分から午後十時三十分まで
    - (変更後) 午前八時三十分から午前零時三十分まで
  - 5 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
    - (変更前) (一) 数 二か所
    - (二) 位置 別紙図面のとおり
    - (変更後) (一) 数 四か所
    - (二) 位置 別紙図面のとおり
- 三 変更しようとする年月日
  - 1 平成二十六年六月三十日
  - 2 平成二十六年六月三十日
  - 3 平成二十五年十二月七日
  - 4 平成二十五年十二月七日
  - 5 平成二十五年十二月七日
- 四 届出年月日  
 平成二十五年十月二十一日
- 五 届出をした者  
 株式会社小池

〔「別紙図面」及び「別紙書面」は、省略し、その図面及び書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。〕

（商業まちづくり課）

**福島県告示第七百三十三号**

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十五年十一月五日から平成二十六年三月五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十五年十一月五日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ケーズデンキ福島南本店 福島県福島市太平寺字兒子塚四十三番地六ほか
- 二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の住所

（変更前）宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目七番十号

（変更後）宮城県名取市上余田字千刈田三百八番地

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

（変更前）株式会社デンコードー  
代表取締役 井上 元延

（変更後）株式会社デンコードー  
代表取締役 井上 元延

宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目七番十号

（変更後）株式会社デンコードー  
代表取締役 井上 元延

宮城県名取市上余田字千刈田三百八番地

三 変更した年月日

平成二十四年七月一日

四 届出年月日

平成二十五年十月二十八日

五 届出をした者

株式会社デンコードー

（商業まちづくり課）

**福島県告示第七百四十四号**

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十五年十一月五日から平成二十六年三月五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年十一月五日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ケーズデンキ福島南本店 福島県福島市太平寺字兒子塚四十三番地六ほか
- 二 変更しようとする事項  
駐車場の自動車の出入口の位置
- （変更前）別紙図面のとおり
- （変更後）別紙図面のとおり
- 変更しようとする年月日  
平成二十五年十一月一日
- 届出年月日  
平成二十五年十月二十八日
- 届出をした者  
株式会社デンコードー

〔「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。〕  
（商業まちづくり課）

**福島県告示第七百五十五号**

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定により、沼之内加入区の指定漁船所有者から、その所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことについて同意があった。  
平成二十五年十一月五日

福島県知事 佐藤 雄平  
（水産課）

**福島県告示第七百六十六号**

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、湯川村の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。  
平成二十五年十一月五日

福島県知事 佐藤 雄平

一 調査を行った者の名称  
湯川村

二 成果の名称  
河沼郡湯川村大字勝常及び大字田川の一部に係る地籍図及び地籍簿

（農村計画課）

**福島県告示第七百七十七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十五年十一月五日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 保安林予定森林の所在場所  
伊達市霊山町石田字万田川七四の一、字小野作四二の一、四二の三、四三の一、四三の三、四四の一、四四の三
  - 二 指定の目的  
水源の涵養
  - 三 指定施業要件
    - 1 立木の伐採の方法
      - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第七百八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十五年十一月五日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 保安林予定森林の所在場所  
伊達市梁川町山舟生字鍛冶屋場四〇から四四まで
  - 二 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
  - 三 指定施業要件
    - 1 立木の伐採の方法
      - (一) 主伐は、択伐による。
      - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第七百九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十一月五日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
いわき市平豊間字兔渡路二九六
- 二 保安林として指定された目的  
風害の防備
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅

(森林保全課)

公 告

公告第三百六十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十五年十一月五日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日  
平成二十五年十月十八日
- 二 名称  
NPO法人緑の風
- 三 代表者の氏名  
清野 慶明
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県福島市宮下町六番二十四号 いげた宮下町マンション三〇三
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、ひろく一般市民を対象として、公衆衛生の確保、環境の保全及び死者の尊厳保持を本旨とした火葬業務に関する事業並びに火葬場の有害物質排出抑制の技術研究事業並びに大規模災害及び感染症流行時の遗体保存及び感染対策の作業に関する研究事業をおこない広く公共の福祉に寄与することを目的とするともに、あわせて社会福祉の増進を図るために高齢者及び障がい者にとって思いやりのある優しい福祉施策の提案及びその啓蒙活動をおこなうことにより豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

## 公告第三百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。  
平成二十五年十一月五日

福島県知事 佐藤雄平

土地改良区の名称

梁川町土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 幕田 宗孝

伊達市梁川町山舟生字高倉三二番地

就任した役員

役別 氏名

住所

理事 幕田 繁

伊達市梁川町山舟生字加老二四番地

（農村計画課）

## 公告第362号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成25年11月5日

福島県知事 佐藤雄平

## 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 保護具セット（一般用・消防用）一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成26年3月28日（金）
- (4) 納入場所 福島県生活環境部原子力安全対策課（福島県福島市杉妻町2番16号 福島県庁西庁舎8階）

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていないこと。
- (3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成25年12月2日（月）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県出納局入札用度課  
電話024-521-7563

#### 4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成25年11月15日(金)午前10時30分 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成25年12月17日(火)午前10時30分 福島県出納局入札用度課(郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月16日(月)午後5時までに必着のこと。)

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

#### 6 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に  
関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### 7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示  
す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

#### 8 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :Protective equipment set (Types:general use, fire-fighting) 1set (includes items such as non-woven protective clothing, waterproof protective clothing, and gloves)
- (2) Time-limit of tender (by hand) :10:30 a.m., 17 December 2013
- (3) Time-limit of tender (by mail) :5:00 p.m., 16 December 2013
- (4) Contact point for the notice :Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)

**公告第28号**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立本宮高等学校情報教育コンピュータシステムの賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成25年11月5日

福島県教育委員会教育長 杉 昭 重

**1 入札に付する事項**

- (1) 借入物品の名称及び数量 福島県立本宮高等学校情報教育コンピュータシステム一式（搬入、据付け、組立て、調整、機器保守、撤去等を含む。）
- (2) 調達をする借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 平成26年2月1日から平成32年1月31日まで
- (4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。

**2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項**

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当の期間貸与した実績を有する者であること。

- (5) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
- (6) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認  
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成25年12月5日(木)午後4時までに次に掲げる場所に提出し、この入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。  
郵便番号969-1101 福島県本宮市高木字井戸上45番地  
福島県立本宮高等学校事務室  
電話0243-33-2120
- 4 入札書の提出場所等  
(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。  
(2) 入札及び開札の日時及び場所 平成25年12月19日(木)午前10時 福島県立本宮高等学校1階会議室(福島県本宮市高木字井戸上45番地)  
(3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成25年12月18日(水)午後3時までに3に掲げる場所に必着のこと。
- 5 入札保証金及び契約保証金  
(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。  
(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 6 入札の無効  
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 7 その他  
(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨  
(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に所定の消費税額及び地方消費税額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税額及び地方消費税額を差し引いた金額を入札書に記載すること。  
(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。  
(4) 契約書作成の要否 要  
(5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 8 Summary  
(1) Nature and quantity of the products to be leased: Information education computing system lset(including related costs of installation, assembling, adjustment, maintenance, removal, and so on.)  
(2) Time-limit of tender(by hand):10:00 a.m., 19 December 2013  
(3) Time-limit of tender(by mail):3:00 p.m., 18 December 2013  
(4) Contact point for the notice:Fukushima Prefectural Motomiya High School, 45 Idogami, Takagi, Motomiya-shi, Fukushima 969-1101 Japan TEL0243-33-2120  
(財務課施設財産室)

**福島県警察本部公告第86号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける X 線マイクロアナライザーの貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成25年11月5日

福島県警察本部長 名 和 振 平

**1 入札に付する事項**

- (1) 借入物品の名称及び数量 X 線マイクロアナライザー 一式（搬入、据付け、撤去等を含む。）
- (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 平成26年2月1日から平成31年1月31日まで
- (4) 納入場所 仕様書による。

**2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項**

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当の期間貸与した実績を有する者であること。
- (4) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。

**3 入札に参加する者に必要な資格の確認**

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成25年11月26日（火）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けるこ



と。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県警察本部警務部会計課  
電話024-522-2151

#### 4 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙20枚程度が入る大きさで、200円分の切手を貼付した宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで請求すること。
- (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成25年12月16日(月)午後1時30分 福島県庁本庁舎4階本部対策室(福島県福島市杉妻町2番16号)
- (3) その他 郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成25年12月13日(金)午後5時まで3に掲げる場所に必着のこと。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

#### 6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

#### 7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に所定の消費税額及び地方消費税額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税額及び地方消費税額を差し引いた金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 8 Summary

- (1) Nature and quantity of products for lease: X-ray microanalyzer lunit (including related costs of carrying in, installation, removal, and so on.)
- (2) Time-limit of tender(by hand): 1:30p.m., 16 December 2013
- (3) Time-limit of tender(by mail): 5:00p.m., 13 December 2013
- (4) Contact point for the notice: Accounting Division, Police Administration Department, Fukushima Prefectural Police Headquarters, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8686 Japan TEL024-522-2151

(会 計 課)

○平成二十年三月二十八日付け号外第三十三号中

|            |     |
|------------|-----|
| 五          | ページ |
| 上          | 段   |
| ら 後ろか<br>五 | 行   |
| 第四条第一項     | 正   |
| 第四条第二項     | 誤   |

正 誤